

**【目次】**

- ・ 消費者支援ネット  
北海道の今年度  
の課題について

……1 ページ

- ・ 消費者のネット被  
害とその対策

……2 ページ

- ・ クレジット換金商法  
グループNOW!

- ・ 他団体の活動

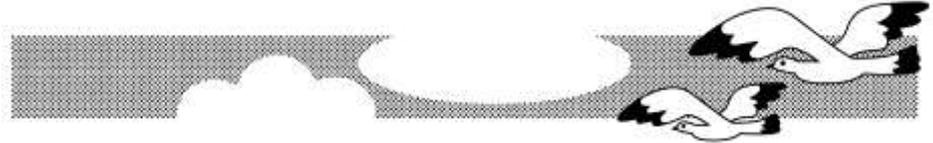
……3 ページ

- ・ 講師派遣事業のお  
知らせ

- ・ 最近の事例

- ・ 編集後記

……4 ページ



## 消費者支援ネット北海道の 今年度の課題について

ホクネット理事長 向田 直範 (北海学園大学法学部教授)

今年度も課題は数々ありますがさし当り、事務局体制の強化とホクネットの財政基盤の強化が急がれます。

総会の事業報告でも明らかにされたことですが、ホクネットの活動は量・質とも増大してきております。平成23年度は6つの検討グループが活動しましたが、今年度も基本的にそれが維持されます。さらに今年は、適格消費者団体更新申請の年にも当たります。事務局が現状のままですとパンクしてします。事務局長の下に事務局次長を置いて事務局長を補佐し協力する体制を作ることが急務です。理事会では、前理事の前濱喜代美さんに事務局次長をお願いすることにしました。

次に、財政基盤の強化です。現在は400万円に満たない収入で活動しています。検討委員・検討グループの皆さんが手弁当で活動していただいているので、この予算でなんとかできている状態です。財政基盤強化の一環として会費の額の変更を総会で承認していただきました。さらなる財政基盤強化のための方策を考えるために、「財政基盤強化検討チーム」を発足させ、検討を進めることにしました。会員の皆さんも良いアイデアがありましたら、出していただくことをお願いいたします。

なお、地方消費者行政活性化事業補助金(上限100万円)を得ることができそうなので、申請します。地方の拠点(函館、旭川、帯広、釧路)に出かけてセミナーを行うことを考えていますので、その場合にはご出席よろしく申し上げます。

# 消費者のネット被害とその対策

検討委員会委員長・理事 町村 泰貴  
(北海道大学大学院法学研究科教授)

## 1. はじめに～ネットとモバイルの利便性

インターネットの利便性は、私達消費者の生活をとても豊かなものにしてきました。スマートフォンやタブレット端末でモバイル利用が広まり、ネットを使って利用者同士がつながっていくソーシャル機能や、クラウドコンピューティングなど、ますますネット中心の使い方になっていきます。

そんな現代社会ですが、特に、ここ二、三年の間に、ネット関連の消費者トラブルも数多く話題になっています。



## 2. ネットの向こう側で誰が何をしているか分からない

ネット社会は、相手がどのような人で、どのような操作をしているかが分かりにくい仕組みになっています。そこから消費者トラブルが深刻化している問題として、いわゆるサクラサイトの問題があります。

サクラサイトの典型例は、出会い系サイトですが、最近では困っている人を助けたり、相談に乗ったりするために有料でメールを交換するサイトになっています。高額なメール交換料を支払っても、その相手はサクラかもしれません。

高額課金の問題例としては、ペニーオークションとコンプガチャも挙げられます。これらは、目的を達成しそうな外見に釣られて、高額のポイントを購入してしまいましたが、あと一歩で目的達成できない仕組みになっています。ステマと呼ばれる騒動も、見えないネット越しの相手に騙される一例です。

## 3. プライバシーのダダ漏れに気をつけよう

カレログとは、スマホの行動履歴を第三者に通知するというアプリです。彼氏のスマホにインストールしておく、彼氏がどこにいるか、スマホで誰と連絡しているか、どんなアプリを利用しているか、そもそもスマホの電源が入っているかどうかすべて、彼女に通知してくれるというものです。彼女に頼まれたらインストールが嫌とは言い難いです。スマホのアプリには、プライベートな情報や、スマホに登録されている住所録の情報などを勝手に第三者に送りつける機能を持つものがあります。こういうアプリを、そんな危険があると気が付かないでインストールしてしまう例が多発しています。

## 4. 課題と展望

以上の例からも、ネット社会が利便性と引き替えに新しいリスクを消費者に突きつけている姿が見られます。これに法的な対策は不十分です。消費者としては、リスクを認識した上で、賢く、用心深く使うことが必要です。

## クレジット枠換金商法検討グループから与信問題検討グループへ

### 検討委員会副委員長・理事 番井 菊世 (司法書士)

クレジット枠換金商法の仕組みの詳細については、ホクネットのウェブサイト等を参照していただきたいのですが、この古くて新しい商法について、ホクネットとしてどのような取り組みが行われたかを簡単に振り返ってみます。

クレジット枠換金商法は、複数の法律の隙間をついており、仕組みやその法的構成、対応について幅広い視野で検討することが必要でした。検討グループは平成21年に弁護士3名司法書士3名、大学教授1名によって活動を開始しましたが、手前味噌ではありますがメンバーは皆それぞれ業界で活躍しており、行動力や発想力の点でもベストメンバーであったと思います。私自信活動を通して非常に刺激を受け、勉強になりました。活動としては、①クレジット枠換金業者の広告がなされた媒体に対して、広告を掲載しないように申し入れを行い、②主要なカード会社にこの問題についてのヒアリングを行い、③行政や業界団体など少しでも関連があると思われる機関に対して情報提供や立法提案を行いました。広告の減少や、様々な業界への周知の面では一定の効果を示すことが出来たと思いますが、残念ながら未だにクレジット枠換金業者の街頭看板があり、この商法を規制または禁止する立法はなされていません。インターネット上でもクレジット枠を換金するサイトを開いている業者は全国に無数にあります。これらの問題については今後も継続して研究・検討していく必要があると考えています。しかし、今般このクレジット枠換金商法だけではなく、決済代行の問題を含む割賦販売や、多様化複雑化する決済方法から派生する与信問題等について、鳥瞰的に研究していく必要があることから、クレジット枠換金商法検討グループを発展的に解消し、この問題を含む与信問題検討グループを新たに立ち上げることとなりました。

複雑化する現代社会の契約のお金の流れについて、これまでの活動を生かして広い視点から問題点の有無を追って行きたいと思います。



## 携帯電話の解約金一部無効の判決

### 京都消費者契約ネットワークの活動

7月19日京都地方裁判所において、KDDI株式会社に対する解約違約金条項使用差止請求訴訟の判決が言い渡されました。KDDI (au) の携帯電話の2年契約割引プランの解約金について、23ヶ月目、24ヶ月目に解約した場合の解約金は無効であり、解約金条項の使用の差し止めが命じられました。割引プランは2年間の継続利用が条件ですが、解約を申し出ない場合は自動更新となります。契約満了時の翌月に解約しない限り、解約金9975円がかかる仕組みですが、判決では途中解約によるKDDIの1ヶ月あたりの損害額を4000円と算定。契約期間最後の2ヶ月間の損害8000円を上回る解約金は違法であると判断しました。



# 講師派遣事業のお知らせ

- ・高齢者の消費者取引について
- ・悪質商法について(消費者トラブルへの支援)
- ・クレジット枠換金商法の問題点
- ・アパートを借りたときのありがちなトラブル
- ・家屋賃貸借契約によく見られる不当条項
- ・スマホやケータイの賢い使い方と危ない使い方
- ・インターネットの楽しみ方と注意点
- ・学生むけ法教育
- ・高齢者を狙う様々な悪質商法
- ・詐欺は振り込め詐欺だけじゃない、色々な詐欺
- ・キャンセルするのにお金を払わないといけませんか？
- ・独占禁止法の運用について
- ・景品表示法～不当表示を防ぐには

等々、消費者向け、また事業者向けのセミナーのメニューを用意しています。どうぞご利用ください。お問い合わせは事務局(011-221-5884)まで。



## 注意



### \*\* 家庭用健康器具で健康危惧? \*\*

自宅で簡単に運動できる家庭用健康器具は、テレビショッピングをはじめ、インターネットやホームセンター等、様々な場所で購入することができる。一方、危害・危険情報も多く寄せられており、「ゴム製のエクササイズ器具で目を強打し、視力が低下した」「ばねの反動を利用して腹筋を鍛える器具を使用中、反動によりバランスを崩して顔面を強打し、けがをした」といった深刻な事例もある。「国民生活センター」のホームページより抜粋

夏休みでラジオ体操に通う子どもたちも多いと思いますが、ラジオ体操は手軽でしかも万遍なく筋肉を動かすということで効果が見直されています。朝のさわやかな空気の中で子どもたちと一緒に健康づくりをしてみませんか？

### 寄附金を受け付けています!!

活動の一層の充実のために広く皆様からの寄附金をお願いしております。

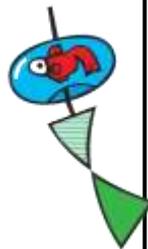
### 税額控除の対象となります!

ご寄附いただいた方には、領収書とお礼のお手紙をお送りいたします。

- 寄附の振込みは郵便振替でお願いいたします。金額はいくらでも結構です。
- ・加入者名「特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道」
- ・郵便振替口座番号 02720-0-45081
- ・振込み者の「郵便番号」「ご住所」「お名前」「電話番号」をご記入ください。

### ※ 編集後記 ※

原発の電力供給が途絶えたということで、ほくでんから計画停電が案内されていますが、道民の省エネの意識が高まっている上に、太陽光発電など再生可能エネルギーを導入する家庭や事業者が増えているので、このまま原発無しで十分やっていけるといえます。ただ省エネは継続することが大切なので、つらくならないように楽しくルーチン化していければ良いですね。熱中症に気をつけながら熱い思いで節電していきたいと思います。事務所でも省エネのためLEDのスタンドを入れました。



内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
認定特定非営利活動法人  
消費者支援ネット北海道  
(愛称:ホクネット)

〒060-0004  
札幌市中央区北4条西12丁目  
ほくろうビル4F

TEL: 011-221-5884

FAX: 011-221-5887

E-MAIL

Info\_hokkaido@hocnet1222.jp

URL

<http://www.e-hocnet.info/>

\* 次号のニュースレター発行は平成24年 9月30日を予定しています。